

議題 4 西宮市景観デザイン相談員制度の試行について【報告】

1. 趣旨

景観計画に規定する届出及び通知、その他都市景観を構成するものの具体的な計画または設計に対して、ゆとりと潤いのある良好な都市景観の形成を推進するため、景観デザイン相談員による相談窓口を試行的に開設します。

景観デザイン相談員は、建築、ランドスケープ、色彩など景観形成についての実務経験と専門知識を有し、技術的なアドバイスをを行います。

2. 経緯

最低限の基準である景観形成基準による「規制」にとどまらず、六甲山に抱かれる文教住宅都市にふさわしい良好な景観へ誘導するため、景観形成指針に基づき周辺との調和のあり方などについて第三者的立場から専門的かつ具体的な助言・指導を行います。

また、市職員のボトムアップを図り、異動による指導内容のばらつきを防ぐことも目的とします。

3. 相談対象

- 西宮市都市景観条例第 10 条第 1 項及び第 8 項の規定による行為の届出等のうち、市が相談員による助言・指導が必要と判断した行為、又は届出者（事業者）等から申し出があった行為
- 周辺の景観形成に影響を及ぼす公共施設整備に係る計画又は設計

4. 開催要領

相談時は景観デザイン相談員、市担当者、届出者（設計者等）の三者で行います。

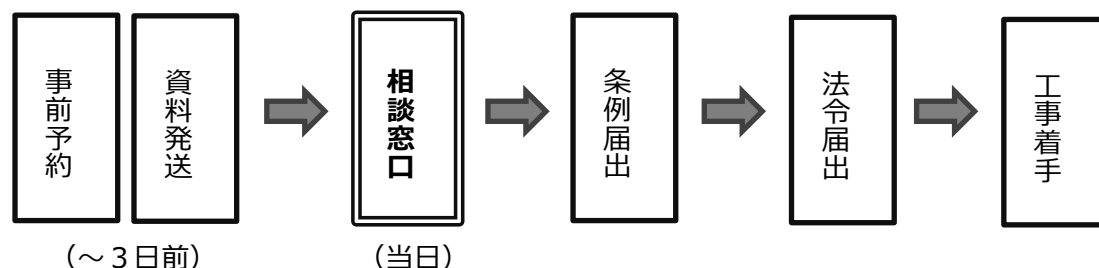
日程：原則毎週火曜日 13 時半～16 時半まで（3 日前までに相談案件確定）

場所：西宮市役所南館 3 階会議スペース(手前)

景観デザイン相談員（五十音順）

- 専門分野：色彩 澤一寛 氏（株式会社日本カラーテクノロジー研究所）
- 専門分野：建築・ランドスケープ 白井治 氏（株式会社まち空間研究所）
- その他相談内容に合わせて専門家をお呼びします。

<相談窓口の流れ>



西宮市景観デザイン相談員設置試行要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、景観計画に規定する届出及び通知、その他都市景観を構成するものの具体的な計画または設計に対して協議・指導を行う景観デザイン相談員（以下「相談員」という。）の設置に関して必要な事項を定め、ゆとりと潤いのある良好な景観への誘導を図ることを目的とする。

(職 務)

第2条 相談員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 西宮市都市景観条例第10条第1項及び第8項の規定による行為の届出等について、市長の求めるところにより、事業者及び設計者等と協議し、助言・指導を行うこと。
- (2) 周辺の景観形成に影響を及ぼす公共施設整備に係る計画又は設計に対して、必要に応じて技術的、専門的な支援を行うこと。

(任 命)

第3条 相談員は、建築、ランドスケープ、色彩など景観形成についての実務経験と専門知識を有する者のうちから市長が任命する。

(任 期 等)

第4条 相談員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 再任を行う場合の任期の末日は、その者が年齢75歳に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(執 務)

第5条 相談員が執務を行う場所及び時間は、市長が指定する。

(報酬及び支払方法)

第6条 相談員に対する報酬には、謝金を支給する。

- 2 前項の謝金については、予算の範囲内とし、支払方法とともに別に定める。

(職務上の義務)

第7条 相談員は職務に当たっては、次のことを厳守しなければならない。

- (1) 西宮市都市景観条例、西宮市都市景観形成基本計画及び西宮市景観計画の趣旨を十分理解し、職務にあたること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(解 職)

第8条 相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障等により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 相談員としてふさわしくない行動があったとき。
- (4) その他職務の遂行に必要な適格性を欠くとみとめられるとき。

(実施要領)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に都市局長が定める。

付 則

1. この要綱は、平成31年1月21日から施行する。
2. 第4条の規定については、第1期に限り、平成31年1月21日から平成31年3月31日までとする。

景観デザイン相談

都市デザイン課では、良好な都市景観の形成を推進するため、景観デザイン相談員による相談窓口を開設します。景観デザイン相談員は建築、ランドスケープ、色彩など景観形成についての実務経験と専門知識を有し、技術的なアドバイスを行います。
事前にご予約の上、お気軽にご利用ください。

相談員（五十音順）

- 専門分野：色彩 澤一寛 氏（株式会社日本カラーテクノロジー研究所）
- 専門分野：建築・ランドスケープ 白井治 氏（株式会社まち空間研究所）
- その他相談内容に合わせて専門家をお呼びします。

日時・場所

日時：原則毎週木曜日午後1時半から4時半まで（3日前までに要予約）

場所：西宮市役所南館3階 会議スペース(手前)

*原則3日前までに相談書類2部を提出してください。

*開催については必ず事前に都市デザイン課までご確認ください。

相談内容

景観計画に規定する届出及び通知の設計条件やデザイン、色彩、配置計画などに関すること。

景観形成に影響を及ぼす公共施設整備に係る設計条件やデザイン、色彩、配置計画などに関すること。

相談手続

3日前までに、都市デザイン課（電話0798-35-3526）までご連絡ください。

必要書類や相談時間の調整をいたします。